

小山町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

概 要 版

平成 24 年 3 月

小 山 町

計画の改定にあたって

1 計画書改定の趣旨

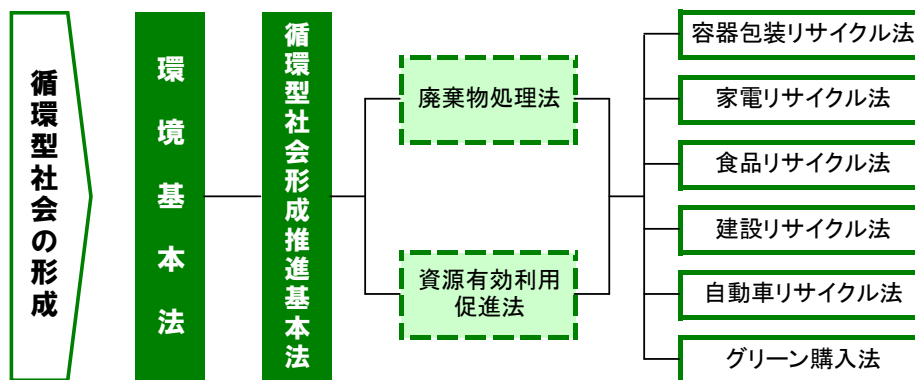
小山町（以下「本町」とする。）は、「小山町ごみ処理基本計画」を平成6年に策定し、長期的視野に立つ基本方針に基づき、ごみの排出抑制・資源化・収集運搬・中間処理・最終処分等を推進してきました。

計画策定後、ごみ処理を取り巻く諸条件が変わったことに合わせて、国は、循環型社会の形成に向けて、循環型社会形成推進基本法の施行をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法といった各種リサイクル法の整備を行ってきました。

これを契機に、社会的にも「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の構造から、環境に配慮した循環型社会の形成に向けた本格的な取り組みが進められ、ごみの排出抑制、資源化の推進、適正処理といった取り組みが一層重要となってきました。

また、静岡県では、平成18年3月に「静岡県循環型社会形成計画」を策定し、循環型社会の形成を目指すための3R及び適正処理の推進を図っていくこととしました。「静岡県循環型社会形成計画」は、5年後の平成23年3月に改訂されました。

このような状況の変化の中で、本町でもごみ処理基本計画を見直し、平成19年3月に改訂しました。今回、平成24年3月に計画の再度の改訂を行うことで、新たな法や社会情勢に適合しつつ、更なる廃棄物の排出抑制と適正処理、リサイクルの推進等を徹底することとしました。また、町民・事業者・町が相互の連携を強化することで、循環型社会の形成に貢献できる取り組みを総合的、計画的に推進することとしました。



図序1 循環型社会形成の推進のための法体系

2 計画の位置づけと役割

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画のごみの部分の基本計画であり、本町での計画事項のうち、一般廃棄物処理行政分野における事項を具体化するための施策方針を示すものです。

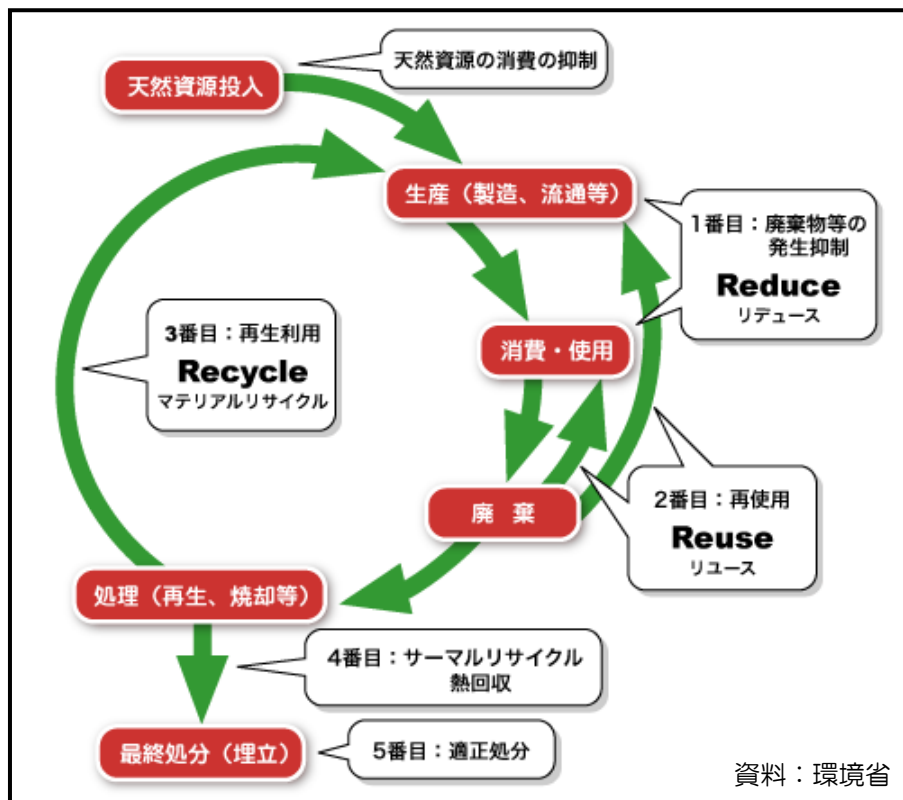
その役割は、総合的・中長期的な視点で行政が行う計画的なごみ処理の推進と、町民・事業者が行うべき行動を支援、促進するための基本方針を定めることにあります。

3 循環型社会の姿

循環型社会形成推進基本法では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現することとしています。

具体的には、まずごみの発生を抑制し（リデュース）、次いで不要となったものの再使用に努め（リユース）、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進（リサイクル）することで、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、その上でどうしても資源として利用不可能なものを対象として、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行うものです。

このリデュース、リユース、リサイクルを合わせて「3R」といいます。なお、リサイクルは、その方法によりマテリアルリサイクルとサーマルリサイクルに区分されます。



1番目：廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。
2番目：再使用 (Reuse リユース)	不要となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。
3番目：再生使用 (Recycle リサイクル) ※マテリアルリサイクル	発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものは「資源」としてリサイクルします。
4番目：熱回収 ※サーマルリサイクル	発生・排出抑制、再使用、再生利用を図った後で残ったごみのうち、焼却可能なものは焼却処理を行い、その際に得られる熱を積極的に回収して有効利用します。
5番目：適正処分	どうしても利用不可能なものは、環境への負荷の少ない適正な方法で処理・処分します。

図序2 循環型社会の概念図

ごみの排出・処理の状況

1 ごみの排出状況

本町において、ごみ総排出量及び1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、平成19年度以降は減少傾向で推移しています。

平成22年度には年間7,817トンのごみが排出されています。

1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、本市だけでなく、近隣市町でも減少傾向で推移しており、平成21年度現在、本町よりも1人1日当たりの生活系ごみ排出量の大きな市町は、三島市と函南町のみです。

本町の1人1日当たりの生活系ごみ排出量は近隣の他市町と比較して高い水準にあることが特徴です。

2 資源ごみの回収と資源化の状況

本町では、カン・金属類・小型家電、ビン、古紙類、ペットボトルを対象に資源ごみ収集を行っています。また、古紙類と金属類を対象に集団資源回収を行っています。資源ごみ収集量、集団資源回収量はいずれも減少傾向で推移しています。

平成22年度のリサイクル率は19.9%、RDFを含むリサイクル率は97.7%となっています。本町では可燃ごみをRDF化しているため、RDFを含むリサイクル率は極めて高い水準を維持しています。

リサイクル率（RDFを含まない）は、資源ごみ収集量の減少傾向に併せて減少傾向で推移しています。

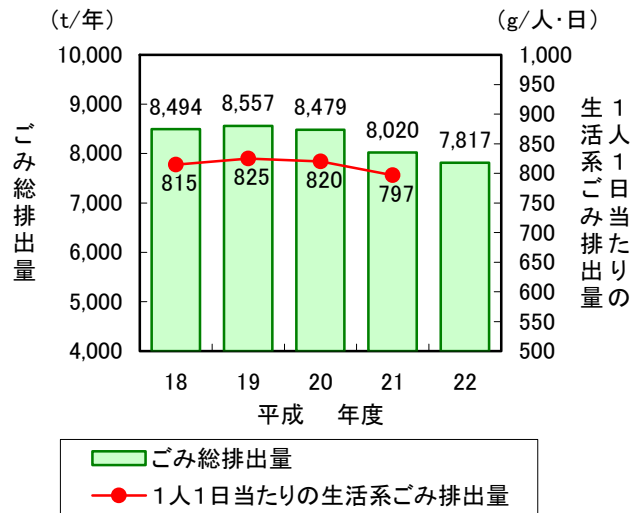


図1 ごみ排出量の推移

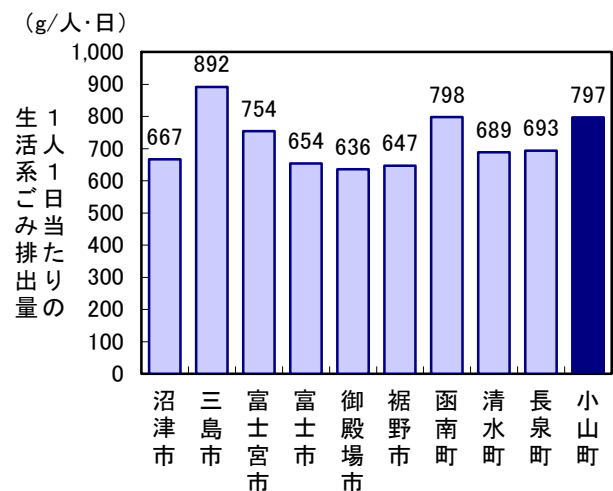


図2 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の比較（平成21年度）

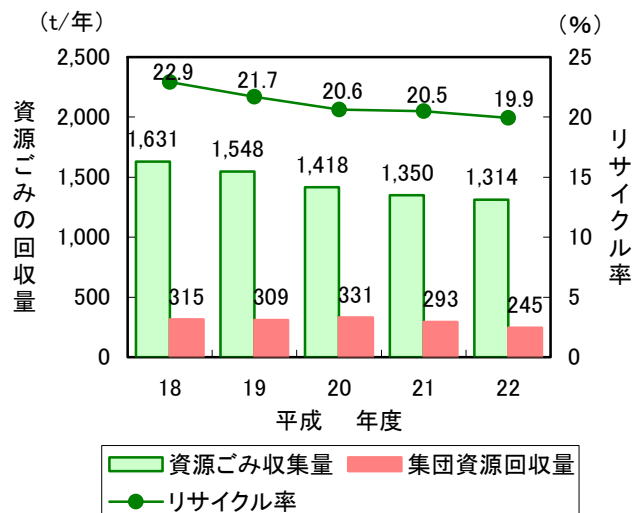


図3 資源ごみの回収量とリサイクル率の推移

3 ごみの現状と課題

課題1 ごみの発生・排出の抑制

- ◆ごみ総排出量は、近年減少傾向で推移しているため、今後もこの傾向を維持できるよう、更なるごみの減量化に向けて努力する必要があります。
- ◆本町の1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、近隣の他市町と比較して高い水準にあり、また、近年の減少傾向も小さいため、今後も町民に対してごみを出さないライフスタイルの普及啓発を行うことにより、生活系ごみの減量に努める必要があります。
- ◆事業系ごみの減量に向けて、事業者自身がごみ排出抑制目標を設定してごみ減量の取り組みに努めるよう、今後も指導を行うものとします。

課題2 ごみの資源化の推進

- ◆資源ごみ収集量は、近年減少傾向で推移しているため、可燃ごみに含まれる古紙類など、資源化可能物の更なる分別徹底を図る必要があります。
- ◆リサイクル率（RDF を含まない）は、近年減少傾向で推移していますが、これは新聞や雑誌の販売部数の減少による古紙の減少や容器包装がびん・缶からペットボトルに変化したこと等による影響が考えられるため、これらの社会的背景等を考慮したリサイクルの取り組みの評価のあり方について検討を行うものとします。

課題3 適正な収集・運搬体制の確立

- ◆集積所での不適正なごみ出し（未分別で排出など）、資源物の持ち去り、ごみの散乱などを防止するため、地域住民との協力・連携による集積所の適正な管理のあり方について検討します。
- ◆将来の施設更新に備え、これまでに行ってきた収集・運搬体制の見直しを行い、適正な体制を確立する必要があります。また、このとき、コスト面も重視した上で収集・運搬の効率化を図っていく必要があります。

課題4 適正な中間処理・最終処分の継続

- ◆ごみの中間処理については、御殿場市・小山町広域行政組合 RDF センターのごみ固形燃料化施設の転換も視野に入れて、新施設の調査研究を進めるとともに、当面は当該施設を適正に使用していく必要があります。
- ◆今後もごみの排出抑制、資源化の推進による埋立処分量の削減により、最終処分場の延命を図っていく必要があります。また、今後も最終処分場の適正な維持管理や周辺環境の保全に努めていきます。

ごみ処理基本計画

1 基本理念

**環境負荷の低減を目指し
発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rを
推進する循環型のまち おやま**

ごみを取り巻く環境は大きく変化してきていますが、本町ではごみの減量化・資源化にむけて、ごみ排出量の減少などで一定の成果を収めてきました。また、本町では可燃ごみを RDF 化しているため、RDF を含むリサイクル率は極めて高い水準を維持しています。

今後もこの流れを大きく変えることなく、ごみの減量化・資源化を引き続き推進していくことが望まれます。

このため、本計画では、本町における循環型社会の構築に向けて、「ごみの減量化を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回す」ことを廃棄物行政の基本とします。

2 基本方針

基本理念を実現するため、本計画の基本方針を以下のように設定します。

基本方針1 3Rの推進とごみの減量化・資源化

3Rを推進し、排出されるごみの減量に対する取り組みと、資源化・再使用を進め、本町における循環型社会の構築を図ります。

基本方針2 環境負荷の少ない適正なごみ処理

ごみの排出に対して、環境に負荷をかけないごみ処理を基本とします。

基本方針3 町民、事業者、行政の協働による取り組み

三者（町民、事業者、行政）の役割を明確にし、協働による取り組みを推進します。

基本方針4 処理施設の近代化・高度化

ごみ処理施設の近代化及び高度化を図り、計画的なごみ処理を推進します。

3 基本目標

◇ごみ排出量の目標

①ごみ総排出量

- ・ 中間目標年度（平成 28 年度）までに現状（平成 22 年度）から 5%削減します。
- ・ 計画目標年度（平成 38 年度）までに現状（平成 22 年度）から 10%削減します。

ごみ総排出量の目標は、以下の目標を達成することで実現を目指します。

②収集ごみ・可燃ごみ原単位【生活系ごみ】

- ・ 中間目標年度（平成 28 年度）までに現状（平成 22 年度）から 10%削減します。
- ・ 計画目標年度（平成 38 年度）までに現状（平成 22 年度）から 20%削減します。

③直接搬入ごみ・可燃ごみ排出量【事業系ごみ】

- ・ 中間目標年度（平成 28 年度）までに現状（平成 22 年度）から 5%削減します。
- ・ 計画目標年度（平成 38 年度）までに現状（平成 22 年度）から 10%削減します。

◇リサイクル率の目標

④リサイクル率（RDF を含まない）

- ・ 中間目標年度（平成 28 年度）までに 約 22%を目指します。
- ・ 計画目標年度（平成 38 年度）までに 約 25%を目指します。

基本目標を達成した場合のごみ総排出量は平成 28 年度に 7,426 トン（現状推移時から 253 トン減量）、平成 38 年度に 7,008 トン（同 505 トン減量）と推計されました。

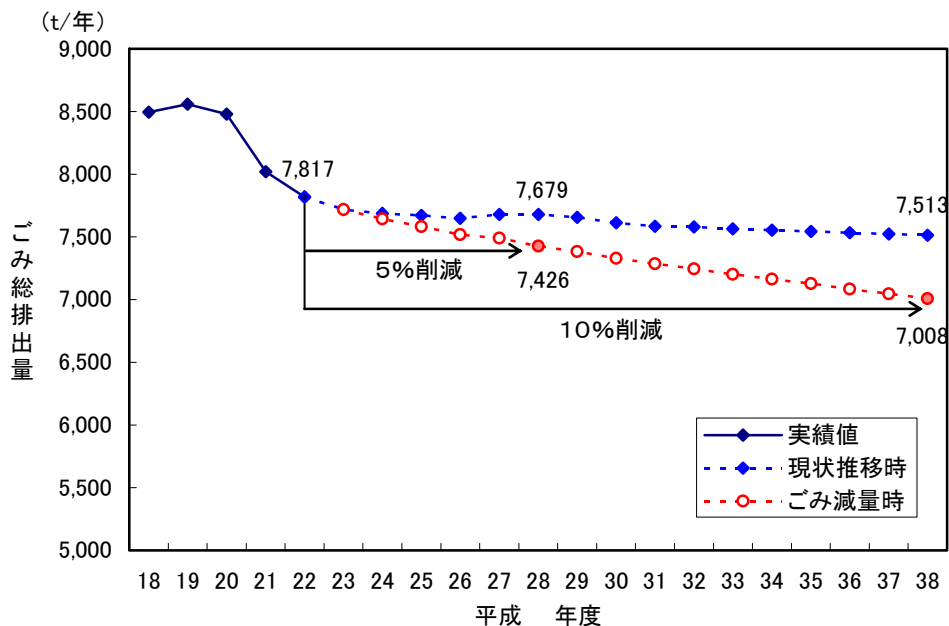


図4 ごみ総排出量の推移状況【現状推移時とごみ減量時】

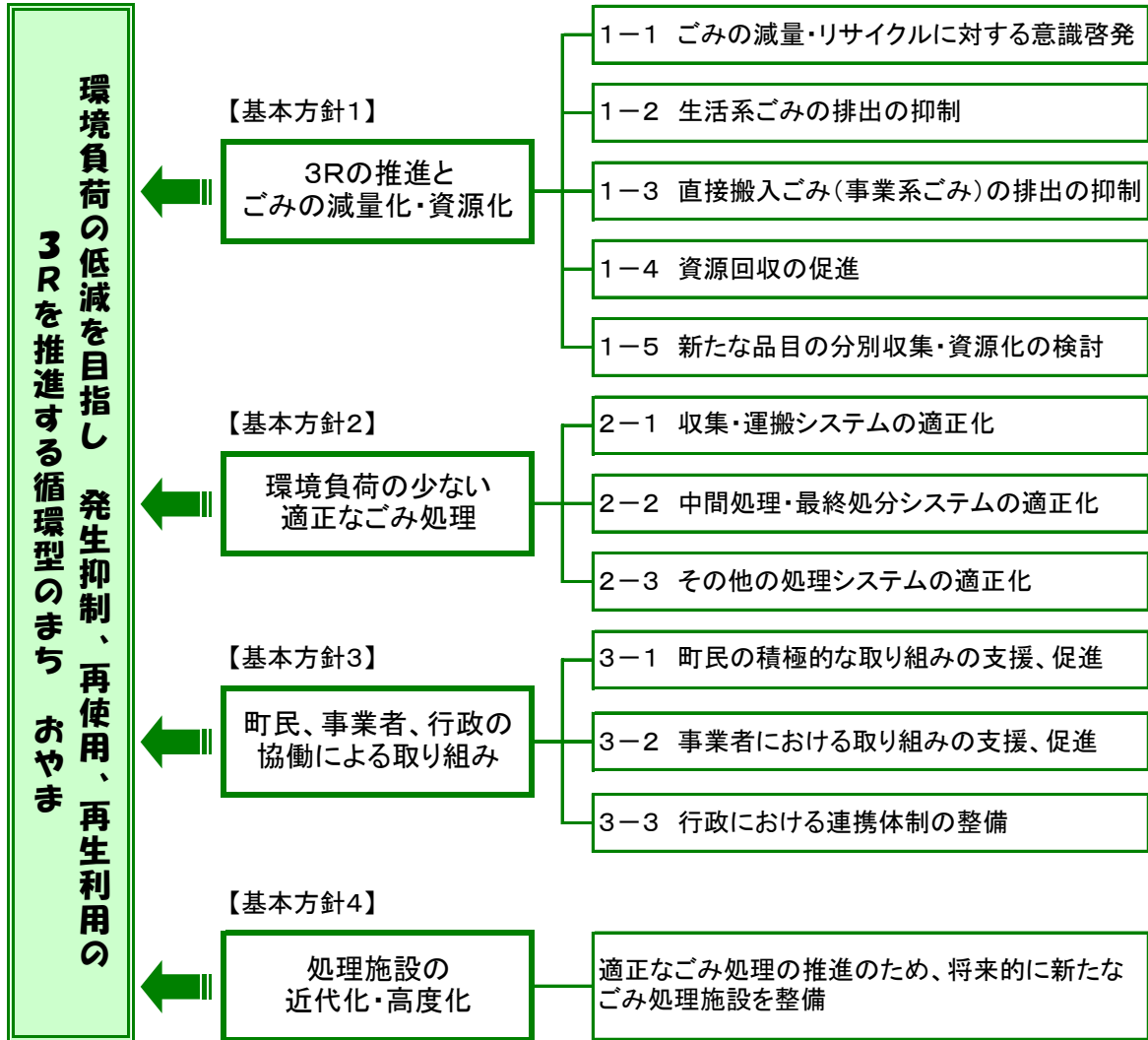
4 施策体系図

本計画の施策体系図を以下に示します。

【基本理念】

【基本方針】

【基本施策】



※御殿場市・小山町広域行政組合



ごみを減らすことを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回しましょう。

5 基本施策の展開

施策1 3Rの推進とごみの減量化・資源化のための施策

本町と御殿場市・小山町広域行政組合の役割分担などを考慮し、本町ではごみの減量化・資源化を進めることにより、循環型社会の形成を目指すものとします。

本計画では、基本理念を実現するため、ごみの減量を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回すことで環境負荷の少ない処理を行うことを廃棄物行政の基本としています。

このとき、本計画の基本理念の実現と将来目標の達成に向けて、市民・事業者・行政は、それぞれの立場でごみの減量化・資源化を推進します。

- 1-1 ごみの減量・リサイクルに対する意識啓発
 - ◆ごみに関する情報提供の推進
 - ◆環境教育・環境学習の推進
 - ◆町民の自発的な行動につながるPR活動の実施
- 1-2 生活系ごみの排出の抑制
 - ◆ごみを出さないライフスタイルの啓発
 - ◆生ごみの減量化の推進
 - ◆エコ商品（環境にやさしい商品）のPRの推進
- 1-3 直接搬入ごみ（事業系ごみ）の排出の抑制
 - ◆事業者への指導・啓発
 - ◆環境マネジメントシステムの導入推進
 - ◆ごみ処理施設での指導強化、処理手数料の見直し
 - ◆事業者間の連携・協力の推進
- 1-4 資源回収の促進
 - ◆集団回収の促進
 - ◆資源ごみ収集の推進
 - ◆事業者によるリサイクルの推進
- 1-5 新たな品目の分別収集・資源化の検討
 - ◆新たな品目の分別収集検討
 - ◆生ごみの資源化の検討
 - ◆廃食油のBDF等への再生利用
 - ◆粗大ごみの再生・再使用
 - ◆公共施設での有害ごみの回収

施策2 環境負荷の少ない適正なごみ処理のための施策

3Rを基本としてごみの減量化・資源化を進めたとしても、処理しなければならないごみをゼロにすることはできません。

このため、排出されたごみの収集・運搬から中間処理・最終処分までのごみ処理システムについて、①リサイクルの推進、②環境負荷の低減、③コストの抑制 の3つの要素を考慮して、適正なごみ処理を今後も継続するものとします。

2-1 収集・運搬システムの適正化

- ◆効率的な収集・運搬体制の構築
- ◆ごみステーションの適正な管理の促進
- ◆ごみ出しの困難な町民に対する支援の検討
- ◆収集作業時の安全確保
- ◆清掃行政のイメージアップ

2-2 中間処理・最終処分システムの適正化

- ◆中間処理施設の適正な維持管理
- ◆環境保全対策の推進
- ◆最終処分場の適正管理

2-3 その他の処理システムの適正化

- ◆適正処理困難物に対する対応
- ◆不法投棄の防止
- ◆災害ごみの対応
- ◆ごみ処理に係る費用負担の公平化

施策3 町民、事業者、行政の協働による取り組みのための施策

本計画の基本理念を実現するためには、行政が主体となったごみ処理を進めるだけでなく、町民や事業者も一体となった協働による取り組みが必要です。

具体的には、町民・事業者・行政の三者がごみの排出や処理の現状・問題点を認識するとともに、本計画の基本理念や基本方針、目標などを共有し、互いに連携・協力を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが大切です。

3-1 町民の積極的な取り組みの支援、促進

- ◆質の高い分別収集
- ◆各種団体への支援
- ◆町民によるイベントへの支援

3-2 事業者における取り組みの支援、促進

- ◆拡大生産者責任制度の研究・検討
- ◆新たなごみ処理技術への支援

3-3 行政における連携体制の整備

- ◆関連部署・関係機関等との連携の強化
- ◆三者の調整役としての役割の推進

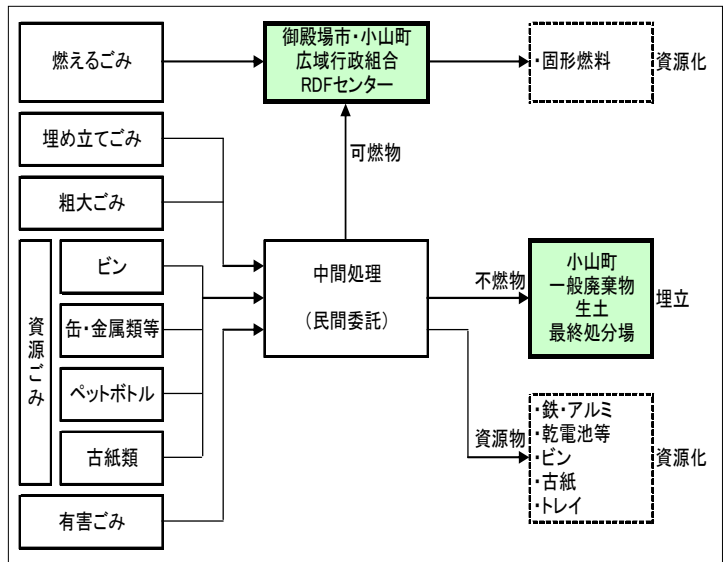
施策4 処理施設の近代化・高度化

御殿場市・小山町広域行政組合は、可燃ごみを燃料として有効利用するためRDFセンターを平成11年3月に整備し、ごみ処理を実施してきましたが、その一方でごみ処理に多大な経費を要することが大きな課題となっています。

このため、組合では、さらなる循環型社会の形成に向けて、既存のごみ処理施設に替わる新たなごみ処理総合施設(新ごみ焼却施設、新リサイクルセンター(リサイクルプラザ含む))を整備することとしています。

組合が作成した「ごみ処理総合施設整備基本計画」によると、新ごみ焼却施設は平成27年度、新リサイクルセンターは平成29年度に稼動予定となっています。

【現状】



【将来】

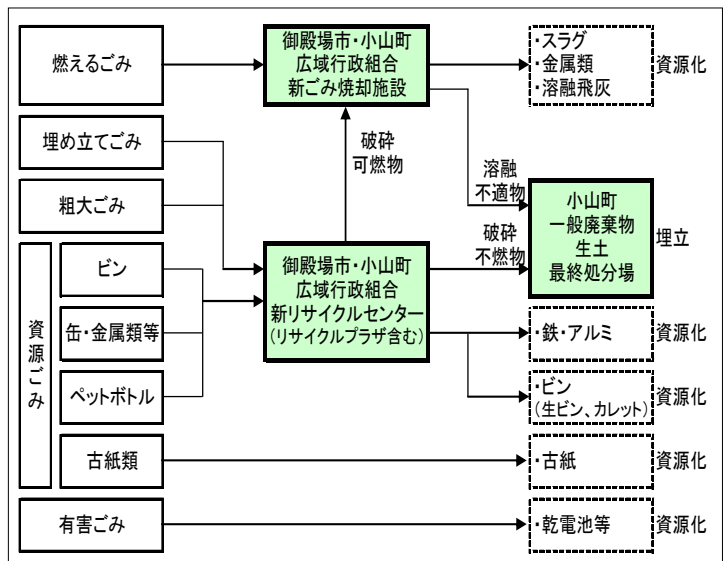


図5 ごみ処理体系 (現状・将来)

小山町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
概 要 版

◆.....◆
発行年月：平成 24 年 3 月

編 集：小山町 住民福祉部 生活環境課
静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2
電話：0550-76-6111
FAX：0550-76-3035